

マーチングバンド部門
【コンテスト】

実施規定・審査規定・審査内容

マーチングバンド部門実施規定

1. 参加資格

(1) 参加資格は、次のいずれかとする。

- ① 日本マーチングバンド協会に加盟しており、各県組織より参加資格を与えられた団体であること。
- ② 大会実行委員会より出演依頼された団体または個人であること。（特別出演）

(2) 参加団体は、期限までに所定の参加手続きをすること。

- ① 構成メンバーの登録。（当日の構成メンバーは登録人数以内であること。）
※構成メンバーとは、当日演技フロアに入場するもの(小学生・中学生・高等学校の各部における2名までの教師等の指揮者を含む)とする。
- ② 団体参加費として10,000円（合同は2団体目から3,000円ずつ追加）の納入
- ③ 構成メンバー登録会費として構成メンバー1名につき1,000円の納入（プログラム、記念バッジ、傷害保険料を含む。）
※ただし、(1) ②については、団体参加費・構成メンバー登録会費を徴収しない。
- ④ その他、指定した書式の提出。

(3) 加盟団体及び構成メンバーの東北大会への参加は1回とする。

ただし、教師等の指揮者及び(1) ②、並びにフェスティバルの部への参加については、この限りではない。

2. 構成と編成

編成別人数表

※本大会は人数編成区分による審査は行いませんが、全国大会に推薦された団体は、本大会の出場人数により、自動的に下記表の全国大会の編成区分に振り分けられます。

	小編成	中編成	大編成
小学生の部	50名以内	—	51名以上
中学生の部	54名以内	—	55名以上
高等学校の部	54名以内	55名以上90名以内	91名以上
一般の部	54名以内	—	55名以上

※小・中・高の各部は、2名までの教師等の指揮者を含む。

(1) 小学生の部

- ① 構成は下記のいずれかとする。
ア. 単一加盟団体の小学生構成。
イ. 複数加盟団体の合同小学生構成。
- ② 教師等の指揮者（小学生以外）は2名までとする。ただし、小学生以外の指揮者は、指揮を行えるが演技演奏及び器物等の移動をしてはならない。
（入退場時のみ器物等の搬入搬出可）
- ③ 人数編成は自由とする。ただし、全国大会に推薦された団体は以下の区分によって振り分ける。
ア. 小編成；指揮者を含めて50名以内の編成
イ. 大編成；指揮者を含めて51名以上の編成
- ④ 楽器編成は自由とする。
※シンセサイザー、エレクトリックピアノ、エレクトリックギター、エレクトリックベース等の電源を必要とする電子楽器、及びピアノ、オルガン、ハープシコード、チェレスタ等の重量のある鍵盤楽器は使用不可とする。その他類似するものがある場合は、実行委員会に問い合わせること。

(2) 中学生の部

- ①構成は下記のいずれかとする。
 - ア. 単一加盟団体の中学生構成。
 - イ. 複数加盟団体の合同中学生構成。
 - ウ. 単一加盟団体の小・中学生構成。
 - エ. 複数加盟団体の合同小・中学生構成。
- ②教師等の指揮者（小・中学生以外）は2名までとする。ただし、小・中学生以外の指揮者は、指揮を行えるが演技演奏及び器物等の移動をしてはならない。（入退場時のみ器物等の搬入搬出可）
- ③人数編成は自由とする。ただし、全国大会に推薦された団体は以下の区分によって振り分ける。
 - ア. 小編成；指揮者を含めて54名以内の編成
 - イ. 大編成；指揮者を含めて55名以上の編成
- ④楽器編成は自由とする。
※シンセサイザー、エレクトリックピアノ、エレクトリックギター、エレクトリックベース等の電源を必要とする電子楽器、及びピアノ、オルガン、ハープシコード、チェレスタ等の重量のある鍵盤楽器は使用不可とする。その他類似するものがある場合は、実行委員会に問い合わせること。

(3) 高等学校の部

- ①高等学校の単一加盟団体内の在校生による構成であること。ただし、同一学校法人内の高校及び中学校の合同構成は認める。
- ②教師等の指揮者（生徒以外）については2名までとする。ただし、生徒以外の指揮者は、指揮を行えるが演技演奏及び器物等の移動をしてはならない。（入退場時のみ器物等の搬入搬出可）
- ③人数編成は自由とする。ただし、全国大会に推薦された団体は以下の区分によって振り分ける。
 - ア. 小編成；指揮者を含めて54名以内の編成
 - イ. 中編成；指揮者を含めて55名以上90名以内の編成
 - ウ. 大編成；指揮者を含めて91名以上の編成
- ④楽器編成は自由とする。
※シンセサイザー、エレクトリックピアノ、エレクトリックギター、エレクトリックベース等の電源を必要とする電子楽器、及びピアノ、オルガン、ハープシコード、チェレスタ等の重量のある鍵盤楽器は使用不可とする。その他類似するものがある場合は、実行委員会に問い合わせること。

(4) 一般の部

- ①単一加盟団体による構成。ただし、小学生以上であること。
- ②人数編成は自由とする。ただし、全国大会に推薦された団体は以下の区分によって振り分ける。
 - ア. 小編成；指揮者を含めて54名以内の編成
 - イ. 大編成；指揮者を含めて55名以上の編成
- ③楽器編成は自由とする。
※シンセサイザー、エレクトリックピアノ、エレクトリックギター、エレクトリックベース等の電源を必要とする電子楽器、及びピアノ、オルガン、ハープシコード、チェレスタ等の重量のある鍵盤楽器は使用不可とする。その他類似するものがある場合は、実行委員会に問い合わせること。

3. 演 技

(1) 演技フロア

- ①演技フロアは、別記フロア図の通りとする。（特に指定のあるものを除き、線及び印は、すべて5cm幅のものとする）
- ②フロア中心に一辺30mの正方形を実線で明示する。
- ③上記②の正方形の中央の縦横に、十字の直線を実線で明示する。さらに、その直線の中心から5mは、太い実線（15cm幅）で明示する。
- ④演技フロア全域に5m間隔の十文字の印（縦横30cm）を明示する。
- ⑤演技フロアへの入場は、構成メンバー（1.参加資格(2)①参照）のみとする。

(2) 入退場

- ①構成メンバーは、係の指示に従い、入場待機ラインの外側で待機すること。
- ②構成メンバーは、前の団体の演技終了後、係の合図（白旗を振り下ろす）で入場し、**最大1分**を目安として演技演奏準備をすること。
- ③演技終了後は、見なし退場ラインを通過し、指定された退場口を使用し、速やかに退場すること。

(注) 入退場においては安全を最優先しつつ、スムーズな進行にご協力ください。

(3) 演技演奏時間（審査対象時間）

演奏演技計時補助員（登録引率者の内の1名もしくは指揮者）が演奏演技開始の合図として黄色の旗を振り下ろした時点から、演奏演技計時補助員が再度演奏演技終了の合図を出したところまでとし、これを演奏演技時間とする。

また、演奏開始の合図前に演奏が開始された場合は計時を開始する。同様に演奏終了の合図後に演奏が行われていた場合は計時を続行する。

合図する場所については、別記フロア図に示された場所**または指揮台の上**とする。

- ①小学生の部・中学生の部は6分30秒以内とする。
- ②高等学校の部・一般の部は8分以内とする。
- ③入場開始から30秒間は、演奏演技はできない。また、開始合図の黄色の旗を振り下ろすまでは演技演奏できない。
- ④終了合図を出した後は演技演奏できない。

係員の入場指示

開始合図（計時開始）

終了合図（計時終了）

入場（ 最大1分 を目安に） （演技演奏不可）	審査対象時間（計時時間） （小・中6分30秒以内、高・一般8分以内）	退場 （演技演奏不可）
-----------------------------------	--	----------------

※団体紹介はプログラムにのみ掲載し、アナウンスはしない。

(4) 器物等

- ①手具・器物の搬入搬出は安全かつ迅速に行うこと。
※手具…演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類
※器物…楽器・バトン・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さない物の総称
楽器や楽器運搬台に装飾を施した場合は器物とみなす。
- ②演技フロアに搬入する器物については、次に示す規格以内の大きさのものとする。
※規格：1m80cm・1m20cm・1m50cm以内の立体
※重量：フロア内を一人で持ち運びできる範囲内
 - I 器物を重ねたり接触させたりして並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。
 - II 一つの器物を、複数の構成メンバーで持ち運んでもよい。
 - III フロアに敷く布は器物であるが、制限を設けない。
- ③搬入した手具・器物に関しては、責任を持って搬出すること。
- ④特殊効果については、参加手続き時に、所定の書式に記入し提出すること。
※特殊効果…フラッシュ、ストロボ、各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を
用いた物
※火気（クラッカー・雷管等を含む）及び危険物（ガス類・液体類・固形燃料類等）の使用は禁止する。
- ⑤使用する指揮台は、大会本部で用意した大小各1台（固定）を使用すること。
この指揮台での指揮以外の使用は不可とする。
その他の場所での指揮台使用は、各団体で持ち込みを可とする。
- ⑥スパンコールやビーズ等衣装の付属品については、落下等により他の団体の演技の妨げとならないよう留意すること。
- ⑦館内での電気（乾電池・ビブラフォン用のバッテリーは除く）の使用は禁止する。

(5) 登録引率者及び登録運搬補助員

- ①全参加団体は、構成メンバーを補助する登録引率者を5名まで登録することができる。
- ②登録運搬補助員（出演前後の搬入・搬出のための補助員）については、小学生の部において、5名まで登録可とする。
※登録運搬補助員は、登録運搬補助員ビブスを着用して下さい。この登録運搬補助員ビブスは、搬入から搬出までの経路に限り有効となります。
- ③上記①・②の登録引率者及び登録運搬補助員は、入場時の搬入作業の補助を行なうことができる。演技中は、フロア正面に設ける補助員席にて待機・鑑賞し、演技終了後は、搬出作業の補助を迅速に行うこと。

(6) その他

演技中に発生した事故対応等について

①落下物撤去について

演技中に不慮の落下物があり“このままでは演技者が危険である”と判断される場合は、登録引率者及び運搬補助員がフロアに入って撤去することができる。撤去者は、撤去後にフロアにいる係員に状況を報告することとする。

②衝突・転倒などによる演技者の不慮の事故について

演技中にプロップや他の演技者への衝突、転倒などにより被害が拡大しそうな場合、また演技者が重篤な状態に陥った場合には、登録引率者及び運搬補助員がフロアに入って救助することができる。救助者は、救助後にフロアにいる係員に状況を報告することとする。係員が救助に入る際には、演技の誤判断を避けるために団体側に確認した上で救助に入る。

③演技の中断・再演技について

これ以上演技を続けることが危険であると主催者が判断した場合、演技の中断を要請することができる。その判断は、審査委員長が行い、演出部長が団体に要請する。

主催者の原因による中断又は、自然災害による中断以外は原則として再演技は認められない。また、途中で中断した団体は審査対象外とする。

④演技前の設置ミス等に対する指示 について

登録引率者及び登録運搬補助員は、楽器・プロップ等の設置後、正しい位置に設置できたかを確認することができる。万が一設置場所などにミスがあった場合には、事故防止の観点から演技開始前にフロアに入って指示することができる。

ただし、あくまでも許容される準備時間内で指示をすることとし、演技開始後の指示は認めない。

⑤その他

上記の内容は、あくまでも演技者の安全を図るために配慮したものであり、演技の完成度を補完するものではない。参加団体には、入場・セッティングから退場までの完成度を高めることを第一義に考えていただきたい。

なお、危険を回避するための行動による演技の乱れは審査に影響しないものとする。

4. 著作権

大会参加における著作権は著作権法に基づくものであり、大会に参加する団体はこの著作権法を遵守しなければなりません。以下の事項はあくまでもその一部を補助的なものとして明記してありますが大会に参加する団体は法律で定められた事項を遵守することが必要です。大会で使用する曲について万が一、版元とのトラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理していただきますのでご承知おきください。

(音楽著作権使用許諾申請)

使用曲に音楽著作権使用許諾申請が必要かの有無を確認します。

①市販の楽譜を指定の編成で利用する…………… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がない**

※市販の楽譜を使用する場合はスコアの楽器編成がわかるページ及び、購入を証明する(領収証等)のコピーを添付し提出して頂きます。

日本国外から直接購入された楽譜は演奏できない場合もございますのでご注意ください。

②市販の楽譜をアレンジして利用する…………… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がある**

※市販の楽譜にマーチングパーカッションを加えるなど、指定の編成を変えて利用する場合は、編曲使用許諾が必要です。

③原曲を自らアレンジした楽譜を利用する…………… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がある**

⇒団体ごとに原曲の作曲者または著作権を持っている出版社に対して編曲使用許諾申請を行ってください。

尚、著作権は作者の死後50年を経ると消滅する事が原則ですが、作者の著作権の有無はJASRAC(=日本音楽著作権協会)の団体管轄支部に直接お問い合わせ下さい。

(使用料等の金額並びに支払方法も提示される事があります。)

⇒使用許諾を証明する書類を提出すること。

尚、著作権を所有している団体によっては公式の許諾用書式がない場合も想定されますが、その場合は、著作権所有の団体名、担当者名、連絡先、許諾に関する対応をされた期日等を記入し、許諾に要した金額の領収書等(コピー可)を添付してご提出下さい。

④自作曲を利用する…………… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がない**

※上記の申請は、参加手続きまでに申請が終了している事。

5. 肖像権等

- (1) 国旗、外国旗、国旗に準じた物、国旗に類似した物(衣装を含む)を使用する場合は、敬意を損なわないよう、その扱いに十分注意すること。フラッグ等で使用する際は、原形のまま使用しないこと。
- (2) 肖像権等の発生する物(絵・写真・ロゴ等)を使用する際は、各団体の責任のもとに肖像権管理者の使用許諾を得、証明書(任意様式)を提出すること。

6. その他

- (1) 大会参加に要する経費は、参加団体の負担とする。
- (2) 参加手続き期限後の変更等は、当日提出するチェックインシートにより受け付ける。
- (3) 納入された団体参加費・構成メンバー登録会費は返却しない。
- (4) 各県の出演順は、東北連盟通常総会で各県選出代議員による抽選により決定する。
※参加団体の出演順は、県大会終了後に抽選により決定する。
出場数に欠員のあった場合は、出演順の遅い方から無効とする。
- (5) 本規定の主旨を変更することなく、字句の加除訂正を実行委員会において行うことができる。

マーチングバンド部門審査規定

1. 審査・審判

(1) 審査委員長

- ①審査委員長は1名とし、審査全般の最終確認を行うとともに、審査審判の円滑な進行を統括する。

(2) 審査員・講評員

小学生の部

- ①審査員は5名とし、下記の項目を審査する。
 - ア. 全体的演奏・演技の調和に関する審査員 5名
- ②上記の項目の審査内容については、別に記載する。

中学生の部

- ①審査員は5名とし、下記の項目を審査する。
 - ア. 全体的演奏・演技の調和に関する審査員 2名
 - イ. 全体的演奏技術と表現力に関する審査員 2名
 - ウ. 全体的演技技術と表現力に関する審査員 1名
- ②上記3項目の審査内容については、別に記載する。

高等学校の部・一般の部

- ①審査員は7名とし、下記の項目を審査する。
 - ア. 音楽と視覚の調和 2名
 - イ. 演奏の調和 1名
 - ウ. 演技の調和 1名
 - エ. 管楽器の技術 1名
 - オ. 打楽器の技術 1名
 - カ. 演技の技術 [CGを含む] 1名
- ②上記6項目の審査内容については、別に記載する。

(3) 審判員

- ①審判員は複数とし、1名を審判長とする。
- ②審判員は、人数・時間・器物・入退場の各内容を審判する。
- ③審判員は、違反の有無を、審判長に報告する。
- ④審判長は、結果を審査委員長に報告し、違反の最終確認は審査委員長が行う。

2. 罰 則

- ・参加団体及び応援保護者等に下記の項目に該当する行為があった場合、審査委員長は、大会長及び大会実行委員長との協議により、罰則の処置を決定し執行する。
- ・該当した団体は大会実行委員会がこれを記録し、該当団体に対して書面にて通告する。

(1) 警 告

- ①下記「(2) 減点」及び「(3) 失格」の項目以外の実施規定に反した場合。
- ②役員・係員の指示に従わない行為のあった場合。
- ③他の参加団体及び観客に対して、迷惑となる行為のあった場合。
- ④非社会的な行為、大会主旨に反する行為のあった場合。

(2) 減 点 (違反1回につき各審査員の評点から1点減点)

- ①実施規定「1. 参加資格」(2)①に反した場合。
 - ②実施規定「2. 構成と編成」(1)～(3)内の②③, (4)②に反した場合。
 - ③実施規定「3. 演技」に反した場合。
- ※タイムオーバーについては、1秒1点の減点とする。

(3) 失 格

- ①実施規定「1. 参加資格」(1)(3)に反した場合。
- ②実施規定「2. 構成と編成」(1)～(4)内の①に反した場合。
- ③消防法等の法令に抵触する行為(火気・危険物等の使用)があった場合。

3. 成績・表彰・推薦

(1) 得点・席次点

- ①各審査員は、上記1.(2)に基づき、100点法(小数点なし)で採点する。
- ②各審査員の評点から罰則に課せられた減点を差し引いたものを各団体の得点とする。
- ③全団体の演技終了後に各団体の得点を席次点に換算する。
- ④大会終了後、得点・席次点一覧を通知する。

(2) 表彰及び全国大会への推薦

- ①全団体に金・銀・銅のいずれかの賞を授与する。金・銀・銅の比率は3:4:3を目安とする。
- ②席次点合計の少ない団体を全国大会に推薦する。
- ③席次点合計が同点の場合は、得点合計の高い団体を推薦する。
- ④さらに同点の場合は、投票により選考する。
- ⑤成績及び全国大会推薦団体は、閉会式で発表する。

マーチングバンド部門審査内容

小学生の部 審査内容

全体的演奏・演技の調和

演奏・演技全体を音楽的な要素と視覚的な要素の結びつきをふまえて全体的に判断する。

1. 「全体的表現」

①全体構成

- ・「緩急」「強弱」「喜怒哀楽」の変化や「起承転結」等の構成を理解した、メリハリが感じられる演奏・演技になっているか。

②音楽と視覚の調和

- ・音楽効果と視覚効果の調和を意識した演奏・演技をしているか。

③ミュージシャンシップ

- ・観客を意識し、アピールしようとする姿勢が一貫しているか。

④完成度

- ・安定感のある仕上がった演奏・演技になっているか。

2. 「音楽的表現」

①表現

- ・テンポ、音色、音程等に気を付け、楽曲のスタイルや曲想を理解した音楽表現ができているか。

②バランスとブレンド

- ・ステージング（フォーメーションの中での楽器の配置）を考えながら、管楽器内、打楽器内、管楽器と打楽器のバランスやブレンドに気を付けた合奏ができているか。

③強弱

- ・美しい音質を保ちながら、強弱の差が効果的に表現されているか。

④統一感

- ・イントネーション等がそろっているか。

3. 「視覚的表現」

①表現

- ・テンポ、緩急等に気を付け、楽曲のスタイルや曲想を理解した動きの表現ができているか。

②ポジションワーク

- ・インターバル（横の間隔）やディスタンス（縦の間隔）等に気を付け、全体のフォーメーションに貢献できているか。

③動作の鮮明度と同一性

- ・動作がはっきりとして正確で、形やタイミングがそろっているか。

④リカバリー

- ・ミスに対して適切な対応をしているか。

中学生の部 審査内容

全体的演奏・演技の調和

演奏・演技全体を音楽的な要素と視覚的な要素の結びつきをふまえて全体的に判断する。

1. 「全体的表現」

①全体構成

- ・「緩急」「強弱」「喜怒哀楽」の変化や「起承転結」等の構成を理解した、メリハリが感じられる演奏・演技になっているか。

②音楽と視覚の調和

- ・音楽効果と視覚効果の調和を意識した演奏・演技をしているか。

③ミュージシャンシップ

- ・観客を意識し、アピールしようとする姿勢が一貫しているか。

④完成度

- ・安定感のある仕上がった演奏・演技になっているか。

2. 「音楽的表現」

①表現

- ・テンポ、音色、音程等に気を付け、楽曲のスタイルや曲想を理解した音楽表現ができているか。

②バランスとブレンド

- ・ステージング(フォーメーションの中での楽器の配置)を考えながら、管楽器内、打楽器内、管楽器と打楽器のバランスやブレンドに気を付けた合奏ができているか。

③強弱

- ・美しい音質を保ちながら、強弱の差が効果的に表現されているか。

④統一感

- ・イントネーション等がそろっているか。

3. 「視覚的表現」

①表現

- ・テンポ、緩急等に気を付け、楽曲のスタイルや曲想を理解した動きの表現ができているか。

②ポジションワーク

- ・インターバル(横の間隔)やディスタンス(縦の間隔)等に気を付け、全体のフォーメーションに貢献できているか。

③動作の鮮明度と同一性

- ・動作がはっきりとして正確で、形やタイミングがそろっているか。

④リカバリー

- ・ミスに対して適切な対応をしているか。

全体的演奏技術と表現力

演奏者の技術力や表現力がいかに調整されているかを全体的に判断する。

1. 「演奏技術」

①呼吸法

- ・十分に息が吸えており、ブレスコントロールができているか。
- ・必要な長さまできちんと息を使っているか。

②音質

- ・無理のない自然な響きで、それぞれの楽器の特性にあった音色が作られているか。

③音程

- ・チューニングが正確にされているか。
- ・正しいピッチにより旋律、和音とも自然な響きが得られているか。

④アーティキュレーション

- ・曲想に合っており十分な多様性があるか。
- ・よく統一されているか。

- ⑤打楽器の奏法の統一
 - ・基本的な奏法が統一されているか。
- 2. 「表現力」
 - ①ダイナミックレンジ
 - ・曲想に合った強弱の付け方ができているか。
 - ②フレーズ感
 - ・曲想に合ったフレーズ感を表現しているか。
 - ③バランスとブレンド
 - ・全体を通じて高音楽器から低音楽器までバランスよくブレンドされているか。
 - ・旋律やソロとハーモニーのバランスが良く、明瞭であるか。
 - ④スタイル
 - ・楽曲のジャンルの特徴や、楽曲そのものの個性を演奏者がいかに理解して表現しているか。
 - ⑤ミュージシャンシップ
 - ・観客を意識し、アピールしようとする姿勢が一貫しているか。

全体的演技技術と表現力

演技者の技術力や表現力がいかに調整されているかを全体的に判断する。

- 1. 「演奏技術」
 - ①スタイルの統一と適応
 - ・FM, RM, MT, 停止姿勢, ターン方法などが統一されているか。
 - ②動作の完成度
 - ・動作が正確に行われ, タイミングがそろっているか。
 - ③楽器と手具の保持および使い方
 - ・演奏・演技を行うにあたり楽器や手具などが適切に使われているか。
 - ④列, 間隔のそろえ方
 - ・列をそろえるにあたり, その基準を理解しているか
 - ・動きの中でインターバルやディスタンスの取り方を理解しているか。
 - ⑤動作の転換とタイミング
 - ・連続した動作が正確にスムーズに行われているか。
- 2. 「表現力」
 - ①コミュニケーション
 - ・表現を通して観客との対話がなされているか。
 - ②ボディワーク
 - ・演奏している音楽に適した表現がなされているか。
 - ③手具などの表現
 - ・手具の扱い方や振付が音楽に適した表現がなされているか。
 - ④ショーマンシップ
 - ・観客を意識し, アピールしようとする姿勢が統一されているか。

高等学校の部・一般の部 審査内容

音楽と視覚の調和

1. 「作品の全体的調和」

ショー全体のコーディネーションを音楽的な要素と視覚的な要素との結びつきをふまえて総合的に判断する。

①コーディネーション

- ・ショーの流れに「緩急」「強弱」「喜怒哀楽」や「起承転結」を感じさせる変化があるか。また、無理のない流れがあるか。
- ・クライマックスが表現されているか。
- ・各セクションの組合せに調和や変化を感じさせるか。

②音楽と視覚の調和

- ・音楽と視覚が調和されているか。

③独創性と多様性

- ・作品が独創性に優れ、なおかつ多様性に富んでいるか。

2. 「作品の解釈と表現」

ショー全体の解釈と表現を音楽的な要素と視覚的な要素の結びつきをふまえて総合的に判断する。

①表現の幅と質

- ・作品が意図するところを理解し強弱や緩急、喜怒哀楽などの表現に幅があるか。また、それら高めようとしているか。

②ミュージシャンシップとショーマンシップ

- ・観客を意識し、アピールしようとする姿勢が一貫しているか。また、観客とのコミュニケーション（伝達）が良好か。

③完成度

- ・内容を把握し、ミスやエラーのない演奏・演技になっているか。
- ・表現の幅と質が作品の意図するところを理解し強弱や緩急、喜怒哀楽などの表現が完成されているか。

演奏の調和

1. 「演奏の音楽性」

演奏の音楽性がいかに優れているかを、管楽器・打楽器の両面にわたって、演奏者全体もしくは各セクションに関して判断する。

①表現力

- ・音楽的表現がいかに幅広く多様で音楽の内容をよく理解しているか。

②フレージング

- ・曲想に合ったフレージングがなされているか。
- ・統一されているか。

③ダイナミックレンジ

- ・強弱が適切かつ統一されているか。
- ・その範囲がいかに幅広いか。

④バランスとブレンド

- ・バランスとブレンドのコントロールがどのようにされているか。

⑤テンポ

- ・テンポの維持・コントロールがいかに正確かつ適切にされているか。

2. 「演奏の質と技術」

演奏の質や、全体的な技術がいかに優れているかを、管楽器・打楽器両面にわたって、演奏者全体もしくは各セクションに関して判断する。

①全体的な音質

- ・全体的な音質がいかに美しいか。

②チューニング

- ・チューニングがいかに的確になされているか。

- ③イントネーション
 - ・イントネーションがどれだけそろっているか。
- ④リズムコントロール
 - ・リズムコントロールがいかに適切にされているか。
- ⑤タイミング
 - ・タイミングがいかに正確にそろっているか。
- ⑥フォーカス（音の方向性・指向性）
 - ・フォーカスコントロールがいかに適切かつそろっているか。

演技の調和

1. 「視覚要素」（フォーム、ボディ、手具）

演技の構成がいかに優れているかを、演技者全体もしくは各セクションに関して判断する。

- ①統一性
 - ・視覚的構成がいかにまとまっているか。
- ②視覚的音楽性（フレージング、解釈、強調）
 - ・視覚的構成がいかに音楽的であるか。
- ③表現力
 - ・視覚的表現がいかに豊かであるか。
- ④多様性
 - ・視覚的構成がいかに多様であるか。

2. 「演技の質と技術」

演技の質や全体的な技術がいかに優れているかを、演技者全体もしくは各セクションに関して判断する。

- ①同一性
 - ・同じ動作がいかに同じようにできているか。
- ②全般的技術
 - ・全般的な動作の技術がいかに優れているか。
- ③アーティキュレーション
 - ・動作のアーティキュレーションがいかにそろっているか。
- ④鮮明度
 - ・動作がいかにはっきり明らかであるか。
- ⑤リカバリー
 - ・リカバリーがいかに早いか。

管楽器の技術

1. 「基礎技術力」

管楽器セクションの基礎技術力がいかに優れているかを、個々のプレーヤーもしくはパート、セクションに関して判断する。

- ①吸法
 - ・十分に息が吸えているか。安定したブレスコントロールができているか。必要な長さまできちんと息を使っているか。
- ②音質
 - ・無理のない自然な響きが得られているか。それぞれの楽器の特性に合った音色をつくっているか。
- ③音程
 - ・チューニングが正確になされているか。正しいピッチにより旋律、和音とも自然な響きを得られているか。
- ④アーティキュレーション
 - ・曲想に合っているか。十分な多様性があるか。よく統一されているか。
- ⑤テンポ及びタイミング
 - ・ある一定のテンポ感を安心して感じるができるか。テンポ・タイミングがいかに正確か。

2. 「表現力」

管楽器セクションの表現力がいかに優れているかを、個々のプレーヤーもしくはパート、セクションに関して判断する。

①表現方法とフレージング

- ・音楽的表現がいかに幅広く、多様で音楽の内容をよく理解しているか。
- ・曲想に合ったフレージングがなされ、それが統一されているか。

②ダイナミックレンジ

- ・音量に関しての解釈が統一されているか。曲想に合った強弱の付け方ができているか。

③バランスとブレンド

- ・全体を通じて高音楽器から低音楽器までバランス良くブレンドされているか。
- ・旋律やソロとハーモニーのバランスが良く、明瞭であるか。

④スタイル

- ・楽曲のジャンルの特徴や、楽曲そのものの個性を演奏者がいかに理解し表現しているか。

⑤ミュージシャンシップ

- ・観客を意識し、アピールしようとする姿勢が一貫しているか。

打楽器の技術

1. 「基礎技術力」

打楽器セクションの基礎技術力がいかに優れているかを、個々のプレーヤーもしくはパート、セクションに関して判断する。

①奏法の統一と適応

- ・グリップ、フォーム、スティックハイトがいかに統一されているか。

②音楽の音作り

- ・楽器本来の良い音が出せているかどうか。（奏法的に導き出せているか。調整で導き出せているか。）
- ・楽曲に対し、適した楽器、道具（スティック等）を使用しているか。会場の音響を考慮した音作り（調整）がされているか。
- ・各楽器の音程、音域がバランス良く決められているか。

③ピッチの正確さ

- ・同じ楽器間で個々のピッチがいかに正確か。楽曲の特徴を配慮した音程、音域になっているか。

④アーティキュレーションの明確さ

- ・同じ内容の演奏をしていると思われる演奏が、いかに同じように演奏されているか。
- ・演奏上のミス、くせ、手順、アクセント、中断等がいかに少ないか。

⑤テンポ及びタイミング

- ・ある一定のテンポ感を安心して感じることができるか。テンポ、タイミングがいかに正確か。

2. 「表現力」

打楽器セクションの表現力がいかに優れているかを、個々のプレーヤーもしくはパート、セクションに関して判断する。

①表現方法とフレージング

- ・音楽的表現がいかに幅広く多様で、音楽の内容をよく理解しているか。また、曲想にあったフレージングがなされているか、統一されているか。

②ダイナミックレンジ

- ・音量に関しての解釈が統一されているか。
- ・曲想を考慮した強弱の付け方ができているか。

③バランス

- ・各楽器間の音量のバランスが、的確に決められているか。

④スタイル

- ・楽曲のジャンルの特徴や、楽曲そのものの個性を、演奏者がいかに理解し表現しているか。

⑤ミュージシャンシップ

- ・観客を意識し、アピールしようとする姿勢が一貫しているか。

演技の技術（カラーガードを含む）

1. 「基礎技術力」

演技者の基礎技術力がいかに優れているかを、カラーガードの技術を含め、個々のプレーヤーもしくはグループに関して判断する。（動くすべてのセクションを対象としてサンプリングする）

①スタイルの統一と適応

・フォワードマーチ，リアマーチ，マークタイム，停止姿勢，ターン方法等が統一されているか。また，その動作が演奏することに適しているか。

②動作の転換とタイミング

・全ての連続動作が正確でスムーズに行われているか。

③楽器，手具等の保持および使い方

・演奏・演技を行うにあたり楽器や手具等が適切に使われているか。

④リカバリー能力

・ミスに対して適切な対応ができているかどうか。

2. 「達成度と表現力」

演技者の表現力がいかに優れているかを、カラーガードの技術を含め、個々のプレーヤーもしくはグループに関して判断する。（動くすべてのセクションを対象としてサンプリングする）

①列，および間隔のそろえ方

・列をそろえるにあたり，その基準を理解しており，その上でそろえられているか。また，間隔（インターバル・ディスタンス）の取り方を理解しているか。

②ボディーワーク

・演奏されている音楽に適した表現がなされているか。

③手具等の表現

・手具の扱い方や振付けが音楽に適した表現がなされているか。

④ショーマンシップとコミュニケーション

・観客を意識し，アピールしようとする姿勢が一貫しているか。また，表現を通して観客との対話がなされているか。